

学校生活のきまり

石狩市立花川中学校

2024.7.25 改定

花川中学校の生徒として、学校生活のきまりの意義を理解し、進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した学校生活の実現に努めることが大切です。

なお、学校を取り巻く社会環境等は変化することから、校則の内容は、絶えず積極的に見直していきます。

1. 服装

(1) 標準服

【冬季服装（基本）】＜A＞または＜B＞とする。

＜A＞ ○詰襟学生服で上下とも学校指定のものとする。

＜B＞ ○セーラー服で上下とも学校指定のものとする。

○下はスカート、またはスラックスとする。

○スカーフは学校指定のものとする。

○ストッキング・レギンスは、黒・紺・肌色とする。

○スカートを着用する際は、膝頭がかくれる程度とする。

(寒い時)

○セーラー服の上にカーディガンを着用してもよい。

（色は白、黒、紺、灰色とし、華美な柄のものは避ける。儀式時を除く。）

【夏季服装】＜A＞または＜B＞とする。

＜A＞ ○指定の白ワイシャツとする。

○ワイシャツの下に着るものは白・紺などの無地やワンポイントで、華美でないものとする。柄などが透けないように配慮する。

＜B＞ ○指定の白セーラー服とする。

○セーラー服の下に着るものは白・紺などの無地やワンポイントで、華美でないものとする。柄などが透けないように配慮する。

【共通】

○靴下はTPOに合わせて、自分で考えて着用する。

(2) 体育着：指定のジャージ上下、指定Tシャツ、指定ハーフパンツとする。

① 体育の授業、体育的行事の場合

・体育科の授業の説明を聞き、指示に従うこと。

② ①以外でジャージ登校の場合

・学校指定の体育着を着用する。中着は自由とする。

・ジャージの上を脱ぐ場合は、学校指定Tシャツを基本とする。白・黒・紺のTシャツ（無地、ワンポイント）も認める。

・ジャージの上を着る場合は中着の裾を出さない。Tシャツのみで過ごす場合は裾を出して着てもよい。

③ 部活動の場合

・各部活動の説明を聞き、指示に従うこと。

(3) 履物

○ 上靴は、学校指定のものとし、かかとを踏まずに履くこと。

○ 外靴は、運動靴・スノトレ・長靴・防寒シューズ・ローファーなどで学生向きのものとする。

(4) コート・ジャンパー類

○ 防寒着として、学生向きのものとする。

2. 身だしなみ

(1) 頭髪

- 自然な状態の髪型で、目にかからないようにする。
- 髪の色を変色したり、整髪料をつけてはいけない。
- 長い髪は、ゴムやピンを使用して必要に応じて縛ること。ゴムやピンは黒、紺、茶など華美でないものとする。

(2) その他

- 化粧はせず、ピアス、ネックレス、指輪、ミサンガ等のアクセサリー類はつけない。
- まつげのエクステ、カラーコンタクト、色付きリップは使用しない。
- 日焼け止めは、色のつかないものを選ぶこと。

3. 持ち物

(1) カバン・バッグ類

- 登下校時の負担等を考慮し、機能的なものを各自選択すること。

(2) その他

- 学習に必要なもの、貴重品、必要のないお金などは持ってこない。やむを得ない時は教員に預けること。
- 腕時計は持ってきてよい（スマートウォッチは禁止）。
- 薬用リップクリーム、ハンドクリーム、日焼け止め、制汗スプレー（無臭）、くし、ブラシは持ってきてよい。ただし、使用する場所はトイレ内とする。
- 夏季については、ネッククーラーリングの持ち込みを認める。
- 携帯・スマートフォンの持ち込みは認めない。ただし、特別な事情があり、持ち込む場合は所定の届け出用紙に必要事項を記入し、許可を得ること。また、届け出用紙に記載されている確認事項を守ること。

4. その他

(1) 諸届け

- 異装などは身分証明書に記入し、保護者が押印して学校に届けて許可を得ること。
- 自転車通学は、所定の届け出用紙に必要事項を記入し、許可を得ること。
- アルバイトは学校に届けて許可を得ること。

(2) 登下校

- 交通安全に十分気を付けること。
- 寄り道等をせず、まっすぐ帰宅すること。

(3) 校外生活

- 石狩市小・中・高校生の校外生活のきまりを守ること。